



冬春季各種技能講習等のご案内

(富良野地域人材開発センター会場)



2020.9月号

- ◎申込締切 講習開始日の2週間前、または定員に達し次第締め切りますのでご了承下さい。また、早めのお申し込みをお勧めいたします。
- ◎講習時間 時間割は講習初日に講習機関より明示されます。(受付時間は追記参照)
- ◎申込方法 各講習の申込書は当センター窓口にご用意しています。
- ◎申込時に 受講料、印鑑、写真各講習(縦3cm×横2.5cm PEO 2枚、コマツ・キャタ1枚)必要なもの
ご本人証明として、自動車運転免許証、住民票(3ヶ月以内)の何れか。
免除コース希望の場合は、該当する技能講習の修了証のコピーが必要です。
- ◎会場 富良野地域人材開発センター 富良野市西麻町1番1号 TEL22-2619

委託講習機関 正式名称	PEO(日立):PEO 建機教習センター北海道教習所 コマツ:コマツ教習所(株)北海道センター キャタピラー:キャタピラー教習所(株)北海道教習センター
----------------	--

※受講当日及び講習途中のキャンセル・欠席については返金出来ませんのでご了承下さい。
※各技能講習の試験時間は学科・実技時間には含んでいません。
※著しく定員に満たない場合には中止する事が有ります。

区分	講習名	講習日	受講料 円 (税込)	受講資格	定員	日数	講習時間 h		委託講習機関
							学科	実技	
技 能 講 習	玉掛け技能講習 (北労安教第 321 号)	R2. 10. 12~14	25,000	クレーン関係の運転士免許所有者又は技能講習修了者	10	3	9	6	PEO(日立)
		R2. 12. 9~11 R3. 2. 11~13	30,000	15Hに該当しない方(ただし、満18歳以上の方)			12	7	
	小型移動式クレーン 運転技能講習 (北労安教第 322 号)	R2. 10. 15~17	45,000	1. クレーン・デリック・揚貨装置いずれかの運転士 免許所有者	10	3	10	6	
		R2. 12. 21~23 R3. 3. 3~5	51,000	2. 玉掛け又は床上操作式クレーン技能講習修了者			13	7	
	高所作業車運転技能講習 (北労安教第 347 号)	R2. 11. 26~27 R3. 2. 17~18	43,000	1. 小型移動式クレーン運転技能講習修了者 2. 移動式クレーン運転士免許所有者	10	2	6	6	
			45,000	1. 普通・中型・大型・大特(限定無し)免許所有者 2. 車両系(整地等)(解体用)(基礎)・不整地・フォークリフト・ショベルローダー等のいずれかの運転 技能講習修了者 3. 建設機械施工技士第1~6種取得者			8	6	
	車両系建設機械(整地等) 運転技能講習 (北労安教第 318 号)	R2. 12. 14~15 R3. 3. 1~2	45,000	1. 大特免許所有者(経験不要) 2. 不整地運搬車運転技能講習修了者	10	2	9	5	
				3. 普通・中型・大型免許を有し、3t未満の小型車両系特別教育修了後、3ヶ月以上の実務経験者 (注 事業主証明と特別教育修了証及び使用機械の 特定自主検査記録表が必要)					
	フォークリフト運転技能講習 (北労安教第 325 号)	R2. 12. 16~17	23,000	1. 大特(限定無し)免許所有者 2. 普通・中型・大型・大特(限定付)の免許を有し、 1t未満のフォークリフトの特別教育修了後、3ヶ月以上の実務経験者(注 事業主証明と特別教育修了証及び使用機械の特定自主検査記録表が必要)	10	2	7	4	
		R2. 12. 16~19 R3. 2. 3~6		普通・中型・大型・大特(限定付)免許所有者			4	7	
ガス溶接技能講習 (北労安教第 355 号)	R3. 1. 28~29	18,000	受講資格制限なし(ただし、満18歳以上の方)	10	2	8	5		
不整地運搬車運転技能講習 (北労安教第 324 号)	R3. 2. 15~16	41,000	1. 大特免許所有者 2. 車両系建設機械(整地等)(解体用)運転技能講習修了者 3. 普通・中型・大型免許を有し、小型車両系または 小型不整地運搬車のいずれかの特別教育修了後、 3ヶ月以上の実務経験者 (注 事業主証明と特別教育修了証及び使用機械の 特定自主検査記録表が必要)	10	2	7	4		
安全衛生教育	刈払い機取扱従事者 安全衛生教育	R2. 11. 28	13,000	刈払機取扱作業に従事される方(ただし、満18歳以上の方)	20	1	5	1	
	振動工具の取扱業務安全教育 (チェーンソーを除く)	R2. 11. 29	11,000	削岩機、ピックハンマー、コンクリートブレーカ、ランマー、カッター等の取扱作業に従事される方(ただし、満18歳以上の方)	20	1	4	—	
	車両系建設機械安全衛生教育	R3. 1. 26	12,000	車両系建設機械(整地等)運転技能講習修了後5年経過者	20	1	6	—	
	玉掛け安全衛生教育	R3. 1. 27	12,000	玉掛け技能講習修了後5年経過者	20	1	5	—	
	職長・安全衛生責任者教育	R3. 2. 24~25	21,000	建設業において新たに職務につく職長等になった方 安全衛生責任者	20	2	14	—	
特別教育	小型車両系建設機械(整地等) 特別教育	R2. 11. 24~25 R3. 2. 1~2	18,000	機体質量3t未満の車両系建設機械(整地等)の運転操作に従事される方(ただし、満18歳以上の方)	13	2	7	6	
	フルハーネス型墜落制止用器具 特別教育	R2. 11. 30	12,000	受講資格制限なし(ただし、満18歳以上の方)	13	1	4	2	
	アーク溶接特別教育	R3. 2. 8~10	23,000	手溶接・半自動溶接・ティグ・ミグ等のアーク溶接等の作業につく方(ただし、満18歳以上の方)	13	3	11	10	

二面もごさいます

区分	講習名	講習日	受講料 円 (税込・税込)	受講資格	定員	日数	講習時間 h		委託教習機関
							学科	実技	
技能講習	玉掛け技能講習 (北労安教第 294 号)	R3. 4. 19~21	25,000	1. 移動式クレーン、クレーン、デリック、揚貨装置の運転士免許所有者 2. 小型移動式クレーン又は床上操作式クレーン運転技能講習修了者	10	3	9	6	コマツ
			30,000	15H いずれにも該当しない方			12	7	
	小型移動式クレーン 運転技能講習 (北労安教第 248 号)	R3. 4. 22~24	46,000	1. クレーン・デリック・揚貨装置いずれかの運転士免許所有者 2. 玉掛け又は床上操作式クレーン技能講習修了者	10	3	10	6	
			51,000	16H に該当しない方			13	7	
	フォークリフト運転技能講習 (北労安教第 151 号)	R3. 4. 12・16	23,000	1. 大特(限定無し)免許所有者 2. 普通・中型・大型・大特(限定付)免許を有し、1t 未満のフォークリフトの特別教育修了後、3ヶ月以上の実務経験者(注 事業主証明と特別教育修了証及び使用機械の特定自主検査記録表が必要)	10	2	7	4	
R3. 4. 12~15		53,000	普通・中型・大型・大特(限定付)免許所有者	10	4	7	24		
車両系建設機械(整地等) 運転技能講習 (北労安教第 150 号)	R3. 5. 24~25	45,000	1. 大特免許所有者(経験不要) 2. 不整地運搬車運転技能講習修了者 3. 普通・中型・大型免許を有し、3t 未満の小型車両系特別教育修了後、3ヶ月以上の実務経験者(注 事業主証明と特別教育修了証及び使用機械の特定自主検査記録表が必要)	10	2	9	5		
安全衛生教育	刈払い機取扱従事者 安全衛生教育	R3. 3. 18 R3. 5. 26	12,000	刈払機取扱作業に従事される方(ただし、満 18 歳以上の方)	20	1	5	1	
	フォークリフト安全衛生教育	R3. 3. 19	11,000	フォークリフト運転技能講習修了後 5 年経過者	20	1	6	—	
特別教育	伐木等の業務(チェーンソー) に係る特別教育	R2. 10. 22~24 R3. 3. 22~24	22,000	伐木等の業務に従事する方(ただし、満 18 歳以上の方)	13	3	9	9	
	小型車両系建設機械(整地等) 特別教育	R3. 3. 24~25	17,000	機体質量 3t 未満の車両系建設機械(整地等)の運転操作に従事される方	13	2	7	6	
技能講習	はい作業主任者技能講習 (北労安教第 436 号)	R2. 11. 17~18 R3. 3. 26~27	17,000	満 21 歳以上で、はい付け、はいくずし作業 3 年以上経験者	10	2	12	—	キャタピラー
	型枠支保工の組立等作業 主任者技能講習 (北労安教第 450 号)	R2. 11. 19~20	17,000	1. 満 21 歳以上で型枠支保工の組立、解体作業 3 年以上経験者 2. 大学、高専、高校の土木、建築学科卒業後 2 年以上経験者(注 卒業証明書又は卒業証書の写しを添付)	10	2	13	—	
	足場組立等作業主任者技能講習 (北労安教第 451 号)	R2. 11. 12~13	17,000	1. 満 21 歳以上で、足場の組立、解体、変更作業 3 年以上経験者(注 事業者経験証明必要) 2. 大学、高専、高校の土木、建築、又は造船学科卒業後 2 年以上経験者(注 卒業証明又は卒業証書の写しを添付)	10	2	13	—	
	地山掘削及び土止め支保工作業 主任者講習 (北労安教第 431 号)	R3. 3. 15~17	24,000	1. 満 21 歳以上で地山の掘削、土止め支保工作業 3 年以上経験者(注 事業者経験証明必要) 2. 大学、高専、高校の土木、建築、又は農業土木学科卒業後 2 年以上経験者(注 卒業証明又は卒業証書の写しを添付)	10	3	17	—	
	車両系建設機械(解体用) 運転技能講習 (北労安教第 402 号)	R3. 3. 29	19,000	車両系建設機械(整地等)運転技能講習修了者	10	1	3	2	
特別教育	低圧電気取扱従事者特別教育	R2. 12. 2~3	20,000	直流 750V・交流 600V 以下の充電電路の敷設・修理・清掃・塗装の業務	13	2	7	7	
	足場の組立等作業従事者 特別教育	R2. 12. 4	10,000	満 18 歳以上、足場組立等作業未経験者	13	1	6	—	

※追記 各講習初日の受付(集合)時間は PEO(日立)、コマツが午前 8 時、キャタピラーが午前 8 時 30 分ですが、次の技能講習のみ受付時間が異なります! PEO(日立)→玉掛け技能講習(15h)は 12:00 受付

作業免許の講習終了日をご確認下さい!!

安全衛生教育(再教育)は、玉掛け、車両系建設機械、フォークリフト、職長等の技能講習・安全衛生講習修了後 **5 年毎**に受講しなければなりません。現在所有している作業免許で従事されている方は、再度講習終了日を確認し、該当する場合は安全衛生教育の受講をお勧めします。この他、刈払い機等の安全教育や小型車両系等の特別教育も、作業に従事する場合は必要となりますのでご確認ください。国が定める労働安全衛生法を遵守し **安全作業・事故防止** に努めましょう。

人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)を申請する場合

助成金の手続きにつきましては、従来通り教習機関で対応いたしますのでお問い合わせ下さい。
(詳しいことは、北海道労働局又はハローワークにお問い合わせ下さい。 ※厚生労働省の HP でも確認できます。)